

浪速区役所広告付き周辺案内地図設置事業者募集要項

民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、浪速区役所広告付き周辺案内地図を設置する事業者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

浪速区役所

(2) 住所

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

(3) 利用時間

月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時～午後5時30分

毎週金曜日：午前9時～午後7時

その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）

※土曜日・上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

2 募集内容

(1) 事業名称

浪速区役所広告付き周辺案内地図設置事業

(2) 事業内容

別紙1「浪速区役所広告付き周辺案内地図設置事業仕様書」のとおり

(3) 設置場所

1階（別紙2「設置場所図」参照）

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き周辺案内地図の設置場所として使用する部分について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産
使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(5) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として令和8年4月1日から1年間とします。

令和9年4月1日以降、継続して使用する場合は、当初本市が設定した募集条件を
変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和13年3月
31日までの間、使用許可を受けることができます。

更新しない場合は、許可期間終了の3ヶ月前までに、書面にて意思表示をしてく
ださい。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置
事業者の負担とします。

(6) 使用料

本市が定める最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください。また、月額使用料には、行政財産の目的外使用料（場所代）に広告料を加えた価格を記入してください（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください）。

(7) 最低使用料（月額・税抜）￥35,500円以上

※ 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

3 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 広告の掲載については、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市浪速区役所の広告媒体への広告掲載要領」を遵守し、当区担当者に掲出の10日前までに見本の提出を行い、大阪市の許可を得た上で行うこと。
- (2) 広告の掲出にあたり、大阪市港区役所の業務に支障がないよう十分に留意すること。
- (3) 広告媒体の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全設置してください。
- (4) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 大阪市内又は近接市町村に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿において「04：02：広告代行」のうち、「01総合広告代行」又は「02各種広告企画」に登載されていること。
- (4) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(8) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札（価格提案）後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと

5 価格提案応募申込方法等

(1) 申込受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月26日（金）

午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付けません。

(2) 申込受付場所

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

大阪市浪速区役所6階 総務課（総務）

(3) 申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書（写し可）	各種証明書 (発行日から3か月以内のもの)	1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書（原本）		1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書（写し可）		1部	市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3）令和6年度分
会社概要	様式自由	1部	会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様がわかるもの
広告事業実績調書	様式自由	1部	最近3年間での広告取扱事業の実績・成果物がわかる書類

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

6 質疑書の提出

(1) 質疑書受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月26日（金） 午後5時まで

(2) 質疑書の提出方法

質疑書（様式3）により、上記受付期間内に電子メールにより提出し、メール件名

に「広告付き周辺案内地図設置事業」として送信してください。

送信先メールアドレス : tj0001@city.osaka.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年1月8日(木)に浪速区ホームページに掲載します。

ただし、質問がない場合は掲載しません。

浪速区→入札契約情報→広告その他募集

<https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3217-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

7 億格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 億格提案書の提出及び審査日時

提出 : 令和8年1月15日 (木) 午前10時から午前10時30分

審査 : 令和8年1月15日 (木) 午前10時30分から

(2) 億格提案書の提出及び審査の場所

大阪市浪速区役所 6階 601会議室

(3) 提出書類等 (当日持参するもの)

億格提案書 (様式4)

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状 (様式5) を合わせて提出してください。

(4) 億格提案書の投函方法

応募者は、億格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。なお、提案は代理人名で代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を億格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、大阪市浪速区役所における1ヶ月分の月額使用料（税抜）を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、億格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって使用料とします。

(6) 億格提案書の書換え等の禁止

応募者は、入札箱に投函した億格提案書の書換え、引換又は撤回をすることはできません。

(7) 億格提案審査

ア 億格提案審査は、億格提案書の投函締切り後、直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が億格提案審査に立ち会わないときは、当該億格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低使用料を下回る価格によるもの
- イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時までに提出しなかったもの
- エ 応募資格者の記名押印がないもの※押印は必ず入札参加資格申請時に提出している「使用印鑑届」の印鑑を使用すること
- オ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの
- カ 応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
- キ 応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ク 他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
- ケ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- サ 金額の前枠に、「円」、「金」又は押印による「留印」の記載のないもの
- シ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
- ス その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に關係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その場で直ちに設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表するとともに、浪速区ホームページに後日掲載します。

(12) 価格提案審査の中止又は延期

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得

ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 設置予定事業者の手続き

- (1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行った上で、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。また、広告掲出にあたり広告掲出申請書を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。
- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

9 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募資格を失った場合
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

10 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気を使用する際には、別途大阪市浪速区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます。
電気使用量がわかるように個別メーターを事業者負担で設置していただきます。
- (3) 設置に係る費用、撤去費用、保守運営に係る費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

11 保証金

保証金については、年間使用料等を指定した期限内に納めることを条件に免除とします。

12 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。
- (2) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (4) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

- (5) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (6) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度大阪市浪速区役所と協議してください。

13 お問い合わせ先

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号
大阪市浪速区役所 総務課（総務）6階63番窓口
電話 (06) 6647-9936
E-mail:tj0001@city.osaka.lg.jp